

いじめ防止基本方針



北海道訓子府高等学校

平成26年12月 1日制定
令和 5年10月 2日改訂
令和 6年 6月 3日改訂

もくじ

I 総則	• • • 1
1 目的	
2 いじめの定義	
3 基本理念	
4 いじめの禁止	
5 いじめの内容	
6 いじめの要因	
7 いじめの解消	
8 関係者の責務と役割	
II いじめ防止基本方針等	• • • 3
1 学校いじめ防止基本方針	
III 基本的施策	• • • 3
1 学校におけるいじめの未然防止	
2 いじめ早期発見のための措置	
3 いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上	
4 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進	
5 点検・評価の実施及び不断の見直し	
IV いじめの防止等に関する措置	• • • 4
1 いじめに対する早期対応措置	
2 校長及び教員による懲戒	
V 重大事態への対処	• • • 5
1 学校による対処	
2 設置者への報告	
VI いじめ防止対策委員会	• • • 5
VII 全体計画	• • • 6
1 いじめ防止教育の全体計画	
2 いじめ防止教育の年間計画	• • • 7
VIII 組織的対応	• • • 8
1 学校全体の取組	

I 総則

1 目的

この「いじめ防止基本方針」は、国の「いじめ防止対策推進法」（令和4年10月1日施行）に基づき本校におけるいじめ防止等の基本的な方針を定めるものである。

いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの未然防止、早期発見及び早期解消のための対策に関し、基本理念、関係者の責務や役割、基本的な方針の策定並びに対策の基本となる事項等を定めることにより、対策を総合的かつ効果的に推進し、もって生徒の尊厳を保持するとともに、生徒が多様性を認め互いに支え合い、健やかに成長できる環境をつくることを目的とする。

2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 基本理念

いじめの防止等の対策は、次のことを旨として行わなければならない。

- (1) いじめが全ての生徒に関する問題であることに鑑み、いじめの芽はどの学校でもどの生徒にも生じるという緊張感を持ち、生徒が安心して学習等に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- (2) 全ての生徒がいじめを行わず、また、いじめをはやし立てたり、これを放置することができないようにするために、いじめが生徒の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深める。
- (3) いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であり、また、いじめを受けている生徒に非はないという認識に立ち、学校、家庭、地域、行政機関その他の関係者が相互の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指す。

4 いじめの禁止

生徒は、いかなる理由があってもいじめを行ってはならない。

5 いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがある。

- (1) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- (3) 軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (4) ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (5) 金品をたかられる
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (8) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報が必要なものも含む。

6 いじめの要因

- (1) いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じ得る。
- (2) いじめは、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。いじめの衝動を発生させる原因としては、
 - ① 心理的ストレス
 - ② 集団内の異質な者への嫌悪感情

- ③ ねたみや嫉妬感情
 - ④ 遊び感覚やふざけ意識
 - ⑤ 金銭などを得たいという意識
 - ⑥ 被害者となることへの回避感情
- などがあげられる。

(3) いじめは、生徒の人権に関わる重大な問題であり、生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

7 いじめの解消

いじめが「解消している状態」とは少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

(1) いじめに係る行為が止んでいること。

被害生徒に対する心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月以上継続していること。

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認する。

8 関係者の責務と役割

(1) 学校及び教職員の責務

基本理念にのっとり、生徒の保護者、地域住民、その他の関係者との連携を図り、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組む。

- ① いじめを受けた生徒を徹底して守り通すとともに、早期解消のため適切かつ迅速に対処する。
- ② 教職員の言動が生徒に大きな影響力を持つことを認識し、生徒一人ひとりについての理解を深め、生徒との信頼関係の構築に努めるとともに、学校教育全体を通して適切な指導を行う。
- ③ 情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を育成する情報モラル教育等を推進するとともに、インターネット上のいじめに対処する体制を整備する。
- ④ 全教職員が「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」、「いじめ見逃しがゼロ」という意識をもち、生徒のささいな変化・兆候であっても、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知する。

(2) 保護者の責務

- ① 子の教育について第一義的責任を有し、その言動がその保護する生徒に大きな影響力を持つことを認識しつつ、当該生徒がいじめを行うことのないよう、規範意識等を養うよう努める。
- ② その保護する生徒がいじめを受けた場合には、学校その他の関係機関と緊密に連携を図るなどして、適切にいじめから保護する。
- ③ 学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努める。
- ④ その保護する生徒について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用などの方法により、インターネットの利用を適切に管理する。また、携帯電話端末等からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、犯罪の被害やいじめ等様々な問題が生じることに留意する。
- ⑤ 上記の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(3) 地域の役割

- ① 地域において生徒と触れあう機会を大切にし、地域ぐるみで生徒を見守り、地域が連携協力して生徒が健やかに成長できる環境づくりに努める。
- ② いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校、関係機関等に通報その他の適切な措置をとるなどして、学校等が行ういじめの対応に協力するよう努める。

Ⅱ いじめ防止基本方針等

1 学校いじめ防止基本方針

- (1) 学校は、その学校の実情に応じ、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。
- (2) 学校は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、教職員、スクールカウンセラー（以下SCと略す）等により構成されるいじめの防止等に係る対策に向けた組織を置く。
- (3) 学校は、より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針を定期的に点検及び評価し、生徒および保護者や地域住民からICT端末などを活用し広く意見を求め、必要に応じて見直す。
- (4) 学校は、学校いじめ防止基本方針を定めたときは、保護者や地域住民の理解と協力を得るため、遅滞なく公表する。

Ⅲ 基本的施策

1 学校におけるいじめの未然防止

- (1) 学校は、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養い、いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図るとともに、予防的な生徒指導を促進する。
 - ① 担任より、生徒に対して「いじめの定義」（I 総則の2）を説明し、「いじめは絶対に許されない行為である」ことを周知する。
 - ② 相手を知り自分を知ってもらうコミュニケーションプログラムを通して相手を思いやる気持ちを醸成する。
 - ③ 学力に対する自信のなさや不安に伴うひやかしやからかいなどを防ぐためにも、公開授業や教科研修などにより「わかる授業」の徹底を図る。
 - ④ 年度当初より、授業中の規律（ベル着や姿勢等）について徹底する。また、いじめが、教師の不用意な発言から発生することを理解し、言動にも注意する。
 - ⑤ いじめ防止教育の全体計画に基づき、全ての教育活動において、「人として」の心遣いや優しさを指導する。
 - ⑥ いじめ防止教育の年間計画に基づき、計画的に人間教育を行うとともに、いじめ防止対策委員会を定期的に開催し情報交換等を実施する。
- (2) 学校は、いじめを防止するため、生徒の保護者、地域、住民、社会教育関係団体その他の関係者との連携を図りつつ、生徒の人間関係に関わる問題を解決する能力の向上に資する教育活動並びにいじめの防止等に資する生徒の自主的な企画及び運営による活動を促進する。
 - ① 地域との連携（次世代育成交流会等の行事への参加）により、先輩世代からのアドバイスを聞き、後輩世代へ伝えることによる人としての交流を推進する。
 - ② 保護者が学校行事等に参加・協力することで、生徒・教職員と交流を深め、一層の連携を図る機会とする。
- (3) 学校は、保護者及び生徒等にいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発等を各年度の開始時などに行う。また、学校及び教職員は、様々な手段（学級便り・学校便り・学校HP）を通して、地域や保護者に学校の現状やいじめ対策について周知する。

2 いじめ早期発見のための措置

- (1) 学校は、いじめの実態を適切に把握し、いじめの早期発見及び早期解消につなげるため、アンケートの使用及び生徒への面談等による定期的な調査、その他の必要な措置を講ずる。
 - ① 教職員は、生徒の些細な変化に気になったことがあった場合、5W1H（いつ、誰が・誰と、どこで、何を、どうした）をメモし、担任と情報を共有し、生徒指導部長に報告する。生徒指導部長は情報を収集・集約する。
 - ② 担任は、学年及び養護教諭に相談するとともに、生徒の変化を記録し、保護者の協力を得、家庭内の様子を含めて連絡を密にする。
 - ③ 生徒との雑談等の機会に、生徒たちの様子に目を配り、共に過ごす機会を積極的に設ける。
 - ④ 定期的なアンケートの実施で、気になる生徒がいた場合は直ちに面談を実施するなど、スピード感をもって対応する。

- (2) 学校は、外部機関と連携を図りながら、いじめに係る相談体制を整備する。また、必要に応じて、警察、病院、支援センター等と協力しながら進める。
- (3) 学校は、相談体制の整備に当たり、いじめを受けた生徒の権利等が擁護されるよう配慮する。
- ① 校内に「いじめ防止対策委員会」を組織し、必要に応じて外部機関との連携を図る。
 - ② 教育相談週間を年間3回（4月、8月、1月）実施するとともに、面談する教員を固定しないなど相談しやすくする工夫と、いつでも相談できる環境作りを整備する。また、面談を実施した際は、記録に残し、担任と情報を共有する。

3 いじめ防止等の対策に従事する人材確保及び資質向上

- (1) 学校は、いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、研修の充実を通じた教職員の資質向上、生徒指導に係る学校体制の整備、SC等の専門的知識を有する者の招聘等を行う。
- (2) 学校は、教職員に対し、研修の実施等いじめ防止等のための対策に関する資質向上に必要な措置を計画的に行う。また、生徒指導研修会を校内研修に位置づけ、アセス、ほっとなどの分析結果を基に生徒理解を深め、いじめの防止に役立てる。

4 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- (1) 学校は、生徒及びその保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを防止するとともに効果的に対処することができるよう、生徒に対する情報モラル教育の充実に努めるとともに、保護者に対し、啓発活動を行う。また、生徒にはインターネットに関して専門家による防犯教室を実施し、保護者にも参加できるように案内をする。
- (2) 学校は、生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかを監視するために、インターネットパトロールを通じて適切に対応する。
- ① フィルタリングを解除したPCにより、ネット上を定期的に巡回するとともに、個人のスマートフォンを活用した巡回を実施する。
 - ② 不適切な書き込みがあった場合は、内容を記録し、書き込んだ本人が特定される場合は、直ちに削除させる。
 - ③ ②により削除出来ない場合は、警察に相談し協力して対応する。

5 点検・評価の実施及び不断の見直し

- (1) 学校は、いじめ防止基本方針に基づく対策について、実施状況を定期的に点検及び評価し、その結果を公表するとともに、不断の見直しを行う。また、中間及び年度末反省により、評価・反省を行い、次年度に向けての改善を図る。

IV いじめの防止等に関する措置

1 いじめに対する早期対応措置

- (1) 担任は、いじめの通報や生徒からいじめに係る相談を受け、いじめが疑われると判断したときは、速やかにいじめ防止対策委員会に連絡をし、適切な措置をとる。
- ① いじめ行為の事実関係を可能な限り網羅し、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - ② 情報源の生徒たちを徹底して守るため、情報の漏洩と個人が特定されないように最大限の注意を払う。
 - ③ これまでの調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。
 - ④ 得られたアンケートは、児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象の生徒や保護者に説明する等の措置を行う。
- (2) 担任は、いじめが確認された場合には、いじめをやめさせるとともにその再発を防止するため、複数の教職員によって、場合によってはSC等の協力を得ながら継続的に対応する。
- ① いじめを受けた生徒に対する支援、その保護者に対する適切な情報提供及び支援を行う。
 - ② いじめを行った生徒に対する指導及び支援並びにその保護者に対する助言を行う。
- (3) 学校は、必要があると認めるときは、いじめを受けた生徒等が安心して学校生活を送ることができるように、授業及び休み時間等において巡視を行うなどの必要な措置を講ずる。

- (4) 担任は、いじめに関係した生徒の保護者間で争いが起きたことのないよう、いじめの事案に係る情報を探して保護者と共有するなど必要な措置を講ずる。また、関係する保護者と情報の共有を行い、保護者と連携しながら解決を図る。
- (5) 学校は、いじめについて犯罪行為が疑われる場合は警察と連携して対処する。特に、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、連携を求める。

2 校長による懲戒

校長は、教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを行った生徒に対して適切に懲戒を加える。ただし、校長が生徒等に懲戒を加えるにあたっては、生徒等の心身の発達に応じる等教育上必要な配慮をしなければならない。

V 重大事態への対処

1 学校による対処

- (1) 学校は、次に掲げる重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに組織で対応し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ② いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ③ 生徒や保護者から、いじめにより上記の重大事態に至ったとの申立てがあったとき。
- (2) 学校は、(1)の調査を行うに当たっては、細心の注意を払うとともに、北海道教育委員会の指導の下、北海道いじめ問題審議会の参画を得る。また、状況に応じて警察などの外部の関係組織との連携を図る。
- (3) 学校は、当該生徒及びその保護者に対し、調査結果等の必要な情報を適切かつ迅速に虚偽りなく事実について提供する。
- (4) 情報の混乱を避けるため、外部との窓口を教頭に一本化する。
- ① 教頭は、校長と連絡を密にし、情報について整理する。
 - ② 教職員においては、誤解を招くような言動は慎む。
- (5) 重大な事故が起きた場合は、周囲に及ぼす心理的影響を可能な限り少なくするための措置を講ずる。
- ① 保護者についても、サポートの必要性を注意深く見守る。
 - ② 生徒一人ひとりの状態を把握し、必要に応じてSCを要請する。
 - ③ 全校集会及び保護者説明会を開き、個人情報に配慮しながら経過と再発防止に向けて周知する。

2 設置者への報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合には、北海道教育委員会へ報告する。
- (2) (1)の報告を行う際、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、当該生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を北海道教育委員会に提出する。

VII いじめ防止対策委員会

1 目的

「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめの未然防止、早期発見及び早期解決を図るために対策を総合的かつ効果的・計画的に推進する。また、いじめの定義に基づきいじめの認知といじめの解消を判断する。

2 構成

いじめ防止等の対策に向けた組織（いじめ防止対策委員会）は、教頭、生徒指導部教育相談担当、担任教諭、生徒指導部長、教務部長、SCで構成する。

3 運営

この委員会は生徒指導部長が招集し、年間計画に従って定期的な会議及び事案発生時の緊急会議を行う。

VII 全体計画

1 いじめ防止教育の全体計画

全体計画については、学校の教育活動全般を通して、いじめについての指導がなされなければならない。そのため、学校全体でいじめの問題に取り組むことが大切である。

【関係法令】	【学校教育目標】	【いじめ防止教育の推進体制】	
○日本国憲法 ○教育基本法 ○学校教育法 ○いじめ防止対策推進法	他との共生をとおして、 自らの在り方や生き方を探求し、 社会に貢献できる人材の育成	1 教務部 (1) 各分掌・学年・教科間の機能的な運営を図るとともに、PTA、地域との連携・協力を通していじめ防止に努める。 (2) 「確かな学力」を育成するため、学習目標を設定し、生徒の基礎学力の定着を図り、わかる授業を目指す。 (3) 図書館利用指導の活発化及び読書指導の充実に努め、感受性を高めることでいじめ防止につなげる。	
【道教委資料】	【いじめ防止教育の重点目標】	2 生徒指導部 (1) いじめについて生徒に理解させ、社会規範を身につけさせるとともに、安全で生徒が安心して学校生活を送ることができる環境をつくる。 (2) 生徒会・各種委員会を活性化させ、達成感や自己有用感を醸成させる。 (3) 生徒の健康を管理し、健康や安全に対する意識の高揚を図るとともに、教育相談活動の推進を図る。	
○北海道いじめ防止基本方針	1 基本的な生活習慣の確立を図り、規範意識を高め、社会に貢献する意欲的な態度を育成する。 2 自他の命を尊重し、思いやりのある生徒を育成する。 3目標を持ち、向上の意欲を持って自己実現に取り組む生徒を育成する。 4 奉仕の精神をもって地域社会に貢献する態度を育成する。 5 学習活動や体験活動を通じて、自己の在り方生き方について考え、主体的に生きる態度を育成する。	3 進路指導部 (1) 人生設計の中での進路選択の位置づけを理解・自覚させ、主体的に取り組む姿勢を育成する。 (2) キャリアパスポートを有効活用し、進路に向けての自覚と意欲を育成する。	
【各教科・科目における関連】	【社会の要請、地域や生徒の実態等】	【特別活動、総合的な探究の時間における関連】	
1 國語 日本語を的確に理解し、表現する能力を高めるとともに、思考力を育て、心情豊かにする。 2 地歴・公民 日本及び世界の歴史・文化・伝統についての知識を深めるとともに、人間としての在り方生き方について考え、自ら考える力を育成する。 3 数学 数学的な見方や考え方を身につけることにより、秩序ある生活や真実を追究する態度を育成する。 4 理科 自然現象に興味を持たせ、その中に潜む法則性に気づき、科学的な見方や考え方を育成する。 5 保健体育 生涯を通じて自主的、継続的に運動を実践する態度、能力を育成するとともに、心身の育成と健康の自己管理能力の向上についての理解を深める。 6 芸術 芸術の幅広い活動を通じて、芸術を愛好する心情を育て、感性を高め、豊かな情操を育成する。 7 英語 基本事項の定着を徹底し、読む・書く・話す・聞くの4技能をバランスよく指導しながら、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や異文化を理解し尊重する態度を育成する。 8 家庭 衣食住、家族、保育に関する基礎的・基本的な知識と技術を家庭経営の立場から総合的・体験的に習得させ、家庭生活・社会生活の充実向上を図る能力と態度を育成する。 9 情報・商業 コンピュータに関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させるとともに、情報化社会で実践できる能力と態度を育成する。また、ビジネス活動に参画する態度や実践力を育成する。	1 基礎的・基本的な学力の習得に努める。 2 挨拶、身だしなみやマナー、モラル指導を徹底し、社会性や規範意識の高揚を図る。 3 青少年健全育成のために地域と連携を図ることで、学校と地域の交流に努める。 4 清掃やボランティア活動など校外における奉仕活動や体験活動を継続実施する。 5 地域の人材や教育施設の積極的な活用を継続する。	1 特別活動 (1) 望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての在り方生き方について自覚を深め、自己を生かす能力を養う。 (2) ボランティア活動などの体験活動や宿泊研修・見学旅行などの旅行・集団宿泊の行事を取り入れ、生徒一人一人が集団や社会とのかかわりの中で、自分自身の在り方生き方を考えさせる。	2 総合的な探究の時間 (1) 橫断的・総合的な学習を行うことを通して、主体的・協働的に取り組む態度を養わせ、自己の将来の進路選択を含め、自己の在り方生き方を考えさせる。 (2) 学校生活や体験活動などを通して、自己との関わりから課題を見出し、情報を収集、整理・分析し、解決していくための資質・能力を育成する。
【生徒指導等における関連】	【学校環境の充実】	【異校種との連携】	
1 挨拶、マナー指導、身だしなみ指導、遅刻防止指導等を通して、基本的生活習慣を確立させる。 2 校内・校外の交通マナー指導や講演会等を通して、安全教育の充実を図る。	心情豊かな人間を育成するための講演会、体験活動、奉仕活動を展開するにあたって、積極的に地域社会やPTAに協力を依頼する。その結果をWebページやPTAたよりなどで公開する。	1 高大専門学校連携事業 専門学校の出前授業の実施 2 大学・専門学校連携事業 分野別進路説明会の実施 3 インターンシップ 4 学校説明会(中学生,教職員,保護者) 5 中学校訪問 6 選択科目「北海道の自然」	
【家庭・地域との連携】		訓子府町は、「町づくりは人づくり」をモットーに町民の教育にかける思いは熱いものがあることから、様々な連携を実施する。 1 清掃活動や保育施設への訪問、福祉施設への慰問 2 地域行事への参加協力	

2 いじめ防止教育の年間計画

いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめの問題に取り組む。

	4月	5月	6月	7月
会議等	○学級・学年作り ○いじめ防止対策委員会 ・指導方針確認 ・指導計画 ・保護者向け啓発	○生徒指導研修会 ・生徒の情報共有①	○学校評議員会 ・指導方針確認 ・指導計画	
防止対策	○新入生事前指導 ○教育相談週間 ○インターネットトラブル未然防止教室 ○アセス・ほっと	○いじめ調査	○宿泊研修 (コミュニティプログラムの実施)	○学校祭 ○性に関する講演会

	8月	9月	10月	11月
会議等		○いじめ防止対策委員会 ・中間報告 ・指導経過	○生徒指導研修会 ・生徒の情報共有②	
防止対策	○教育相談週間	○強歩大会	○いじめ調査 ○1日防災学校 ○ふれあい環境 DAY ○見学旅行	○心の健康講座

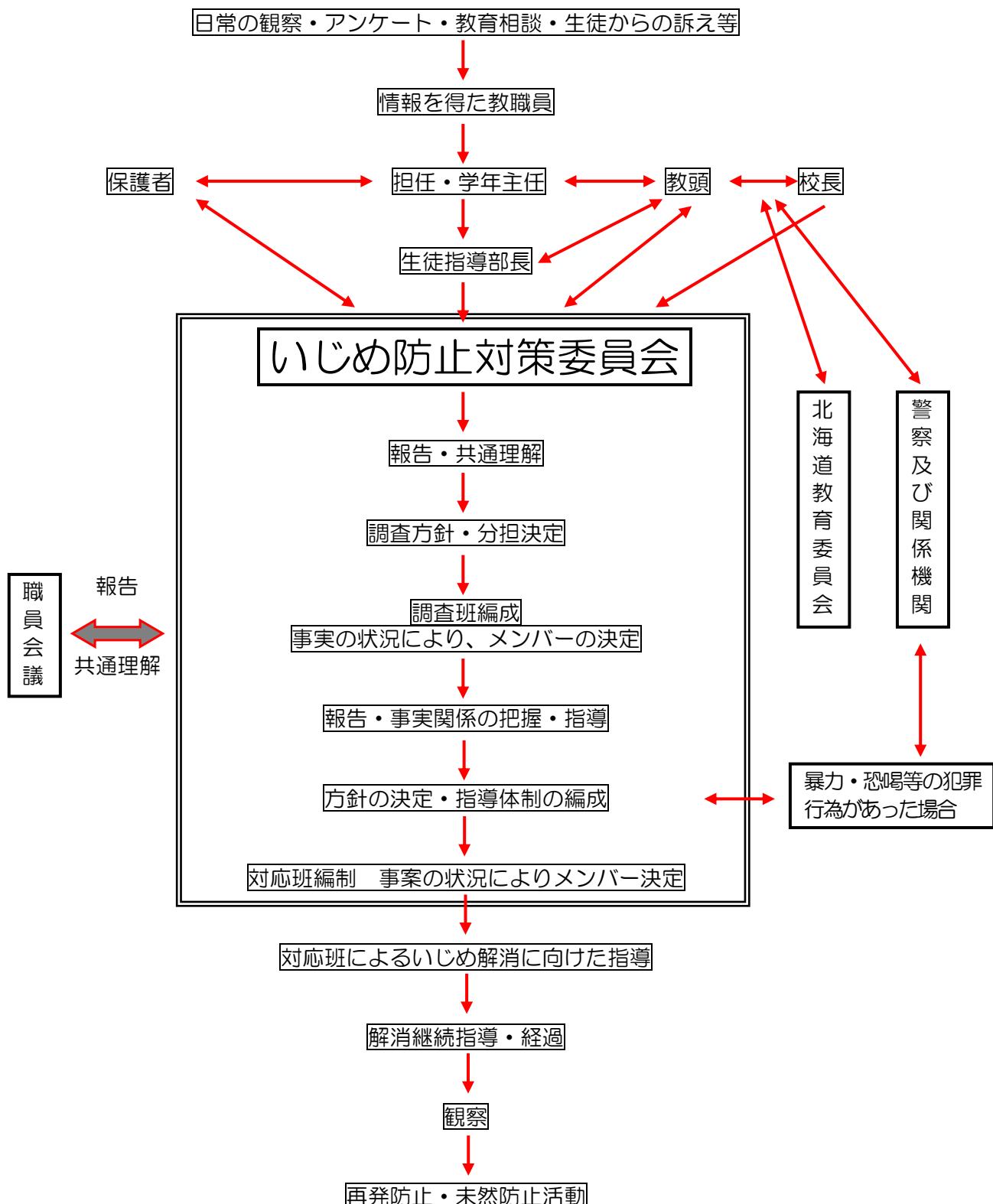
	12月	1月	2月	3月
会議等		○いじめ防止対策委員会 ・評価、改善 ・指導報告		
防止対策	○スポーツフェスティバル	○教育相談週間 ○アセス・ほっと		

※学校行事等は年度で実施月が変更となる場合あり

VIII 組織的対応

1 学校全体の取組

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込みます、学年及び学校全体で対応することが大切である。



※ いじめ事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

※ いじめの解消に向けた取組は、迅速な対応が大切であることから、いじめ事案の発生から学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。

ただし、いじめが深刻な場合やいじめられた側といじめた側の認識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに十分な協議を経て慎重に対応する。